



そうか

# 成年後見 サポートセンター

大切な財産のこと



福祉・介護サービス契約



ご相談  
ください!

生活の見守り



せいねんこうけんせいど

成年後見制度は、日常の判断にお困りの方の財産と権利を守る公的な制度です!



社会福祉法人 草加市社会福祉協議会

# 成年後見制度って？

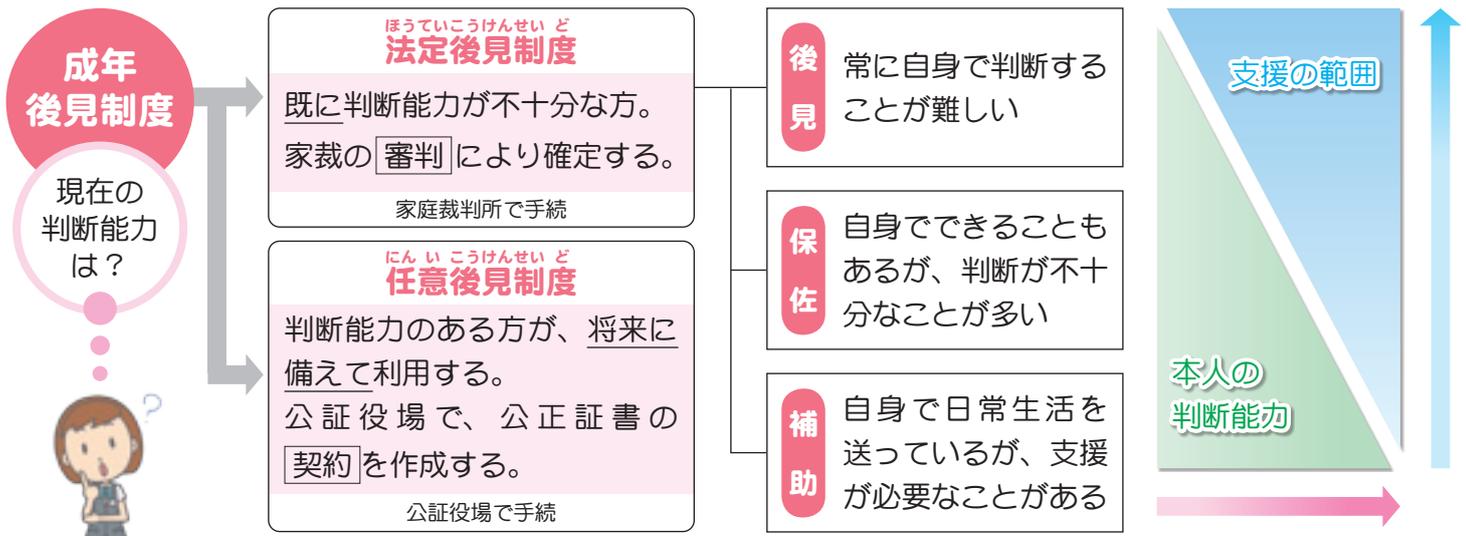
成年後見制度は、認知症や、精神・知的障害などにより判断能力が不十分な方の財産と権利を守る制度です。(未成年後見もあります。)

介護サービスの契約ができない方にかわって後見人が契約を結んだり、訪問販売の被害にあってしまった場合に契約を取り消したりすることができます。

できる限り本人の意思と能力を尊重し、自分らしい生活が送れるよう支援することを理念としています。



# 成年後見制度のしくみ



制度の名称		法定後見制度			任意後見制度
類型		後見	保佐	補助	任意後見
支援者／本人		後見人／被後見人	保佐人／被保佐人	補助人／被補助人	任意後見人／本人
手続先		家庭裁判所 (さいたま家庭裁判所越谷支部)			(越谷) 公証役場
本人の同意		不要	代理権設定時は必要	必要	必要
支援者の権限	代理権	すべての法律行為 (※2)	本人の同意により家裁が決定した行為	本人の同意により家裁が決定した行為	本人との契約で決めた行為
	同意権／取消権 ※1	取消権のみ	法律に定められた重要な行為	本人の同意により家裁が決定した行為	なし

※1 食事や衣類などの日用品購入の取り消しは不可

※2 一身専属行為の代理は不可 (例：遺言、結婚・離婚、養子縁組、子の認知など)



- 代理権** ..... 本人の契約や財産管理などの法律行為を代わりに行う権限です。
- 同意権** ..... 本人が行う契約などの法律行為に、保佐人等が同意をします。
- 取消権** ..... 本人が後見人等の代理・同意なく行った法律行為を取り消すことができます。

## 後見人のしごと



生活を見守り、福祉・介護サービスや医療の契約、それらに伴う支払いなどを支援します。

(事務経費や交通費は、本人の財産から負担)



預貯金の管理、不動産の処分などの支援をします。

※後見人の業務ではないこと  
(今後見直される可能性があります)

● 医療行為への同意 (手術の承諾など)

● 葬儀や相続手続 (生前の支援者のため)

● 入院や入所の保証人 (保証人にはなれない)

● ヘルパー行為等 (契約や見守りのみ)

## 後見申立て手続のながれ

※法定後見制度の場合です。任意後見制度は裏面を参照してください。

### 1 申立て準備

本人情報シート・医師の診断書(後見用・3か月以内)と申立て書類(裏面参照)の準備をします。



POINT

申立人と候補者(後見人になる方)を考えよう!

もうしなてにん

● 申立人: 制度利用の申請者(本人・4親等内の親族・市長など)

こうほしや

● 候補者: 親族・第三者(決められない場合は、家裁が選任します)

### 2 申立て

草加市の方は、さいたま家庭裁判所越谷支部に申立てます。

〒343-0023 越谷市東越谷9-2-8 ☎048-910-0123

### 3 審理 (書類・面接)

家裁で、本人の生活状況や精神の状態、申立ての趣旨、後見候補者の適性、代理権や同意権について等を審査します。場合によっては、医師の鑑定を受けることがあります。(鑑定費用がかかります。)

### 4 審判・登記

家裁が、適切な後見人を選任する審判をし、2週間の不服申し立て期間を経て、審判の内容(後見人等の氏名や代理権)を東京法務局に登記します。

### 5 活動開始

選任された後見人は、法務局から登記事項証明書を取得し、活動を開始します。1か月以内に、財産目録と事務報告書を家裁に提出します。

Q 後見手続の費用は、  
いくらくらいかかりますか?



A →2~3万円ですが、申立人の負担が原則です。本人負担を求めるには、家裁に申し立てをする必要があります。

→書類の代書(司法書士)、申立て代理(弁護士)の費用を本人負担にすることはできません。

→後見活動の報酬は、本人の資産や活動状況に応じて、家裁が決定します。



## 法定後見制度利用に必要な書類等

※必要書類の一覧や様式は、さいたま家庭裁判所のホームページからダウンロードできます。

- ① 本人情報シート・診断書  
(さいたま家裁 成年後見用)
- ② 申立書
- ③ 申立て事情説明書
- ④ 親族の意見書
- ⑤ 本人事情説明書
- ⑥ 候補者事情説明書
- ⑦ 親族関係図
- ⑧ 財産目録 (わかる範囲で)

- 収入印紙2,600円(登記手数料分)
- 収入印紙800円(佐佐・補助の同意権・代理権付与は、それぞれ+800円)
- 家裁に予納する郵便切手(約5千円)
- 健康状態がわかる資料のコピー
- 本人の戸籍謄本、戸籍の附票(又は、住民票)
- 候補者の戸籍の附票(又は、住民票)
- 登記されていないことの証明書(後見人が選任されると登記されるため、“ないこと”の証明を提出)(郵送は、東京法務局:千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎・窓口は、さいたま地方法務局)
- 収入と支出(直近3か月)、資産等についての資料のコピー
- 過去1年分の通帳のコピー
- 鑑定が必要な場合の鑑定費用(別途、家裁から案内あり)



## 任意後見制度



判断能力があるうちに、将来に備え“誰に”“どんな”後見をしてもらうか、公正証書で契約を結びます。判断能力が低下したら、本人・親族・受任者が、家庭裁判所に『任意後見監督人』の選任を申し立て、制度の利用を開始します。

### 費用

- 公正証書作成の基本手数料、登記嘱託手数料
- 任意後見開始後は、契約で定めた報酬と、家裁が決定する任意後見監督人報酬

センターでは、福祉サービス利用援助事業“あんしんサポートねっと”も実施しています。

草加市社協との契約で、福祉サービス利用や日常の事務支援、小口の財産管理を支援する事業です。

## そうか成年後見サポートセンターの業務

1

成年後見制度利用に関する相談・支援・講演等(草加市中核機関)

2

市民後見人養成事業(草加市からの受託事業)

3

法人後見の受任(社協が後見人等になる事業)

4

福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

5

その他、権利擁護等の相談

気軽にご相談ください!

(相談無料)

来所での相談の他、必要な方には、訪問相談も受け付けています。



そうか成年後見サポートセンターは、草加市から受託し、中核機関を設置・運営しています!中核機関は成年後見制度の利用促進の推進役です。

誰でもが安心して共に暮らせる支え合いのまちづくり

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

# そうか成年後見サポートセンター

〒340-0013 埼玉県草加市松江1-1-32

電話 048-932-6788 (直通)

FAX 048-932-6779

URL <http://www.soka-shakyo.jp>

